

(農林水産委員会)

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆第八号)(衆議院)

提出(要旨)

本法律案は、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく特殊土壌地帯における治山、河川改修、砂防、かんがい排水、畑作振興などの対策事業を、なお継続して実施するため、同法の有効期限を更に五年延長し、平成十九年三月三十一日までとするものである。